

写

令和元年度

定期監査結果報告書

(前期定期監査)

諏訪市監査委員

令和元年度前期定期監査の結果について（報告）

諏訪市長 金子 ゆかり 様
諏訪市議会 議長 伊藤 浩平 様
諏訪市教育委員会 教育長 小島 雅則 様

諏訪市監査委員 中澤 芳雄

諏訪市監査委員 横山 真

令和元年度前期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 中澤芳雄
諏訪市監査委員(議選委員) 横山真

3 監査の実施期間及び対象課所等名

(1) 特別会計定期監査

| 監査実施日 | 監査の対象とした特別会計の名称 |
|----------|--|
| 7月 8日(月) | 国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、奨学資金会計 公設地方卸売市場事業会計、霧ヶ峰リフト事業会計 |
| 7月 9日(火) | 駐車場事業会計(施設監査を含む) |

(2) 各課(及び施設)定期監査

| 監査実施日 | 監査の対象とした課所(施設)等の名称 | |
|-----------|--------------------|---------------------|
| 10月 9日(水) | 課所名 | 消防庶務課、秘書広報課、税務課、総務課 |
| | 施設名 | 消防庶務課事務棟 |
| 10月10日(木) | 課所名 | 生活環境課、市民課 |
| 10月11日(金) | 課所名 | 施設課、営業課 |
| | 施設名 | 新井浄水場 |

| 監査実施日 | 監査の対象とした学校の名称 |
|-----------|--------------------|
| 11月 5日(火) | 城北小学校、城南小学校、諏訪南中学校 |

| 監査実施日 | 監査の対象とした課所(施設)等の名称 | |
|-----------|--------------------|--------------------------|
| 11月 6日(水) | 課所名 | 教育総務課、スポーツ課 |
| | 施設名 | 屋内ゲートボール場、諏訪湖ヨットハーバー、武道館 |
| 11月 7日(木) | 課所名 | 駅前交流テラスすわっチャオ |
| | 施設名 | 文化センター、すわっチャオ、放送大学 |
| 11月 8日(金) | 課所名 | 生涯学習課 |
| | 施設名 | 図書館、公民館別館、諏訪市公民館 |

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、平成31年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び学校監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(平成31年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 平成31年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・総計予算主義の原則が守られているか。
- ・経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 平成31年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。
- ・調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・督促、催告、及び時効の中断の手続きは適時、かつ適正に行われているか。
- ・滞納整理について努力が払われているか。
- ・不納欠損は適時、かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・竣工検査は確実に行われているか。また、工事請負の事実のないものはないか。
- ・請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

5) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続き及び方法

事前に指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る保管管理監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1)特別会計定期監査における意見

国民健康保険会計他計5会計については、平成30年度の決算計数により監査を実施し、その結果及び意見は、同年度歳入歳出決算等意見書に反映させていることから、当該報告書では概略のみ記載することとするが、いずれの会計においても、積極的な自主財源の確保と一層の経費節減に努め健全な運営が行われるよう要望する。

ア 国民健康保険会計

国民健康保険加入世帯及び加入者が減少する一方で、医療費については、増加傾向にある。医療費の増加を少しでも抑えるために病気などの早期発見や特定健康診査・特定保健指導事業については、今までも行ってきたが生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、今後も積極的に事業の周知・拡充を図りたい。

イ 霧ヶ峰リフト事業会計

リフト等施設の老朽化が進んでいることから、安全運行のため、今後も実施計画に基づいた継続的な維持管理に努められたい。霧ヶ峰のリフトの使い方については、体験型の工夫や、ドローンを使う等、四季を通じての使い方を検討されたい。また、リフト券の販売方法や定期的なイベントの開催等方を検討されたい。そのための広告宣伝費の増額を希望する。ゲレンデコンディションの状況をタイムリーに周知する方法も一考されたい。霧ヶ峰高原の活性化のために、今後の霧ヶ峰高原のあり方について、地域を含めて市民参加で検討することを提案する。

ウ 奨学資金会計

奨学金制度の見直しが行われ、令和2年度からは、大学生においても給付の枠が設けられ、利用者の拡充が図られることを評価する。奨学金制度が、現代の格差社会の中で学びたいのに家庭の状況により学べない学生の就学の手助けとなり、人材育成や地元へのUターン就職に寄与することを期待する。この制度を必要とする人が利用できるよう、新しい奨学金制度の周知を積極的に行われたい。

エ 公設地方卸売市場事業会計

施設の老朽化により、修繕費が多く使われたが、今後もこの状況が続いていくことが見込まれる。施設の維持管理は、運営上怠ることはできないので、計画的に進められたい。

市場法の改正に伴い、関係者と市場内でのルールを決めていくことは、大変な業務になると思料するが、この機会をチャンスと捉え、時代の変化に対応した市場のあり方の検討ができることを期待する。審議会等を積極的に活用し、様々な見地から今後の方向性を見出されたい。

オ 駐車場事業会計

現地監査を実施したが、建設後25年を経過していることがわからないほど、施設内の管理状況が良好であった。計画的修繕を行っているようだが、「すわっチャオ」ができたことによる駅前一帯の整備の観点から、外壁の修繕を早目を実施することを検討されたい。また、毎回、提案しているが3時間無料のほかに定額制についても検討されたい。年数も経っているので、これからも設備の保守、点検等を実施し、事故等が起きないように安全・安心な駐車場管理を図られたい。

カ 後期高齢者医療会計

被保険者が、年々増加する中で、安定した事業運営がなされていることを確認した。

今後は、増加する被保険者の疾病予防・健康づくりに目を向けた取組が、重要になってくるのではないかと思料する。健康づくりの動機づけ、モチベーションを上げる対策があれば多少でも医療費の削減ができるので、高齢者福祉課と連携し、何らかの方策を講じられたい。

(2)各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

1)ホームページ、SNSの活用について

業務スマート化を目指す取組みとして、各課で抱えている課題の解決に向けて、ホームページやSNSの活用も一案と思われますので有効に活用されたい。

イ 各部局個別事項

【消防庶務課】

1) 防犯灯LED化補助金について

平成30年度から3ヶ年の計画で行っている自治会に対するLED設置の補助金であり、市内に設置されている防犯灯の内、約 51%がLED化され、節電効果もあり防犯にも役立っていることから、今後もLED化率が向上するように継続的に進められたい。

(消防庶務課)

【総務部】

1) 「広報すわ」について

「広報すわ」を8月号から5年半ぶりにリニューアルしたことにより、QRコードからホームページに入れるように工夫され、現代に見合ったものになったことを確認した。今後も市民の方に親しまれる広報となることを期待する。

(秘書広報課)

2) 統計調査員の確保について

毎年、工業統計調査を始め、いろいろな統計調査があり、また来年度は大きな国勢調査を控えている中、統計調査員の確保に苦慮していることを確認した。選出については、地区の役員や議員等へ相談することも一案と思料する。

(秘書広報課)

3) 市税の収納率の向上と賦課について

税金の徴収は、滞納者に対する税負担の公平性の面から、大口の滞納徴収案件は長野県地方税滞納整理機構への移管により対応し、市においても現年度分の滞納分を減らす努力を行った結果、徴収率が上がっていることを評価する。税金の賦課においては法令等に準拠し、誤りのないよう正確に対応されるとともに、引続き収納率向上に努められたい。

(税務課)

4) eLTAX(地方税共通納税システム)納税の普及について

10月1日より住民税の eLTAX 納税が始まったことにより、電子納税が利用できれば納税者と税務課の事務負担が軽減できるので、納税者への周知と普及を進められたい。

(税務課)

5) 業務の効率化について

執務室の温度管理に伴う、夏場のクーラーの設定温度について、他市では設定温度を28度から25度に下げて仕事の効率が上がった事例もある。市民サービスを行うためには快適さは重要であり、職員も効率良く仕事ができるので、逆転の発想も必要であると思料する。

(総務課)

6) 職員の健康管理について

メンタルヘルスの面において、早期発見を目的にストレスチェックを実施し、高ストレス者の人数が民間を合わせた国の平均値より高いという現状を確認した。業務の多様化・複雑化、人員の減少により余裕がない中で、特に高ストレス職員へのケアをする方策を講じられたい。

(総務課)

【市民部】

1) 精密騒音計について

最近、低周波の音による苦情等が多くなっていることから、精密騒音計を新規で一台購入しているが、発生源と申立人との同時測定が基本であり、正確な計測ができるという観点から必要な備品として、予算付けを検討されたい。

(生活環境課)

2) ヒシ取り等の行事について

諏訪湖浄化の活動の一つであるヒシ取りも今年は強風で中止となった。また、温暖化の影響でヒシが繁茂する時期も変わってきているので、開催時期の変更も検討されたい。

(生活環境課)

3) 福祉医療給付事業について

中学生までの子どもを対象とした現物給付方式を導入したことにより、対象の家庭には使い勝手が良い反面、医療費が高騰していることや対象件数の増加により、今後の市の財政にも大きな影響が懸念されるので、頻回受診を抑えるよう注意喚起を継続されたい。

(市民課)

【水道局】

1) 新井浄水場について

現地施設監査を実施し、水運用システムの監視制御装置の改修と管理状況を確認し、操作監視も格段に向上したことを認識した。その反面、建物は、旧管理棟が昭和40年築、第一集合井は昭和43年築、自家発電機も老朽化してきており、最近は大きな災害等も心配されるので、「諏訪市水道ビジョン」の計画に対応した措置を講じられたい。

(営業課・施設課)

2) 市民の満足度1位について

市民満足度調査において、「安心して水道・下水道が利用できるまち」が満足度と重要度の高い施策の1位という結果であり、局の職員がそれに応じて業務を運営している。下水道事業においては、認知度を高めるためにマンホール蓋のデザインを一新するなど工夫され、その努力を評価する。

(営業課・施設課)

【教育委員会事務局】

i) 学校監査意見

1) 各学校のエアコンの室外機の防護柵について

30年度からの繰越事業である小中学校冷暖房設備設置事業について、エアコン及び受電設備の整備を現地監査した。ベランダに設置してあるエアコンの室外機の防護柵については、標準装備ではなく設置していないため、小学生は転落防止の観点からベランダへ出ないことで安全性を確保し、中学生においては危険性を判断できる年齢ということで室外機に触らない、近づかないという指導をしているという回答であったが、危険防止のため網などの代替えの材料支給で対応できるか各学校の庁務員のアイデアを聴取するなど検討されたい。

2) 学校設備環境について

今回は、城北小学校、城南小学校、諏訪南中学校の3校の現地監査を実施し、諏訪南中学校においては、10月の台風19号の際は避難所として使用された体育館において雨漏りが確認されたとお聞きした。今後有事の際には利用される施設であるので、原因を確認する等早めの対応を進められたい。また、城北小学校の給食室の床の塗装や城南小学校の防火扉の修理等、児童たちの安全が図られるよう検討し、懸案事項がある各学校の問題が早期に解決されるよう計画的に進められたい。

ii) 各課(及び施設)監査意見

1) 未来創造ゆめスクールプラン事業について

令和3年度に開校する小中一貫校に向けて、少しずつ進んでいることを確認した。城北小学校の廃校後のあり方についても視野に入れ、地域との調整を図られたい。

(教育総務課)

2) 放課後児童クラブについて

児童数の増加、それによる教室や指導員の不足が課題であると思料するが、学校再編により解決の方向が出ることも考えられる。その意味でも「ゆめスクールプラン事業」の早期実現に向けて努められたい。

(教育総務課)

3) 屋内ゲートボール場の実費徴収について

今回、現地監査を実施し、天候に左右されることなくできる施設として、トイレも一部洋式に改修され、きれいに整備されていることを確認した。昨年度の後期定期監査報告において維持管理のため電気代などの実費徴収を検討するように意見を伝え、それに対する担当課の回答は「電気代の実費徴収は、受益者負担の観点から早急に検討してまいります。」となっていたが、進展が見られないので、多目的施設としての利用と併せ検討されたい。

(スポーツ課)

4) 諏訪湖ヨットハーバーの浚渫工事について

現地監査を実施したが、台風により大量の漂着物が流れ込み、水深が浅いために泥土砂が溜まってしまいう現状を確認した。防災の面からも県に対して浚渫の実施を継続的に働きかけられたい。

(スポーツ課)

5) すわっチャオの備品管理について

公共スペースの床購入、内装工事、備品の購入等の経費が大きな支出になっている。利用者に対し、備品を大切に使用するように周知されたい。担当課においては、備品の管理を徹底し、きれいに使用することを意識されたい。また、新しい施設なので掲示物は、パネルを利用するなど一工夫されたい。

(すわっチャオ)

6) 文化センターの修繕について

現地監査を実施し、玄関ホールของホワイエ右側の天井の剥離が目立つので早急に修繕されたい。また、老朽化による他の箇所も計画的に進められたい。

(文化センター)

7) 公民館等の施設について

現地監査を実施し、公民館及び公民館別館は耐震工事を行わないとのことであるが、数多くのサークルに利用されている現状の中で、今後のあり方の検討が必要であると思料する。

(公民館・公民館別館)

8) 原田泰治美術館について

今年度で5年間の指定管理者が終了し、来年4月から同じ事業者による指定管理者を決定したことを確認した。建物も経過とともに老朽化が目立ち、修繕箇所も出ているので、今後の運営については、指定管理者と協議し、来場者数を伸ばす等努力されたい。

(原田泰治美術館)

9) 図書館について

現地監査を実施し、2階の照明設備が改修され、明るく使い勝手が良くなったことを確認した。館内も整理整頓されており、書庫等もきれいに管理されていたので、引き続き適正な施設管理をお願いしたい。

(図書館)

8 総 評

前期定期監査を実施し、各対象部局長等に講評を行った。

当該監査意見が職員間に周知されることにより、課題解決としての情報の共有化が図られ、内部統制が有効に機能するよう努められたい。また、職員の心身の健康管理と健全な職場環境に配慮し、より適正かつ効率的な行財政運営が図られるよう望むものである。